

## 成長戦略船員資格検討会とりまとめの概要について

成長戦略船員資格検討会でとりまとめられた内容は下記のとおりであるが、今後、新制度の運用状況も踏まえつつ、さらなる制度の充実についても積極的に検討していくことが適当である。

今般とりまとめられた内容が制度化、実施されることにより、日本商船隊の中核である日本籍船及び日本人船員の増加にも寄与し、世界最高水準の安全運航を今後も維持しつつ、我が国の経済成長にさらに貢献することが期待される。

### 記

#### I 承認船員制度関係

##### 1. 国内海事法令講習の在り方について

- (1) E-Learning を導入し、船上でも学習を可能とするなど、E-Learning を広範に活用する。
- (2) E-Learning の導入に伴い、講習区分を統合し、簡素化するとともに、内容の整理を行う。  
(※実施基準等については通達で措置済み)

##### 2. 船長による実務能力確認スキームについて

より合理的な確認方法による制度の拡充を図る。

- (1) 船長等について、その能力の維持・均一化を図るため、一定の教育・訓練を受け、十分な資質を有すること等の要件を追加する。
- (2) 能力確認に必要な期間を短縮する。
- (3) 現行のフィリピン、インドネシアに加え、インド等へ適用国を拡大する。  
(※具体的内容については通達にて措置済み。確認期間を3ヵ月から1ヵ月に短縮、適用対象国としてインド、ブルガリア、クロアチア及びブルマニアを追加等)

##### 3. 機関承認制度の導入について

承認制度の簡素化の観点から、「承認試験」、「審査員による審査」又は「船長による実務能力確認スキーム」とは別途の知識・能力の確認方法として、船員教育機関の教育内容及び船社における教育・訓練に着眼し、特定の船員教育機関卒業者について、承認試験等を要せずに承認を行うことができる制度を導入する。

- (1) 承認対象とする職務  
制度導入当初は、二等航海士／二等機関士以下の職務を対象とし、上級職への適用は別途検討。
- (2) 対象機関
  - ・原則、商船大学等の船員教育機関とする。
  - ・教育内容等について、現地調査、評価を行い選定する。
  - ・概ね5年ごとに教育水準が維持されているかについて確認を行う。  
(※迅速に施行し、夏を目途に第1段の認定を行う予定)

## II 船舶料理士等資格関係

### 1. 船舶料理士資格関係

- (1) 船舶料理士の資格要件のうち、船内調理能力の船長等証明要件を廃止する。
- (2) 外国人船員を対象として船社の研修施設において実施されている船舶料理士講習について、講習内容の充実等を前提として、当該講習の修了をもって船舶料理士試験の合格と同等と取り扱う。

### 2. 衛生管理者資格関係

STCW条約締約国の資格証明書を有する外国人船員に対する追加講習について、適正な講習内容等が確保されることを前提に、以下の見直しを行い、船社の研修施設による追加講習の実施を認める。

- (1) 座学について、E-Learning 講習システムを導入する。
- (2) 実技について、講習方法の工夫等により時間数を短縮する。

### 3. 船舶保安管理者資格関係

STCW条約締約国の資格証明書を有する外国人船員に（独）海技教育機構が実施している船舶保安管理者講習について、適正な講習内容等が確保されることを前提に、DVD等の教材を活用した簡易な E-Learning 講習システムを導入する。

### 4. 危険物等取扱責任者資格関係

STCW条約締約国の資格証明書を有する外国人船員を対象として船社の研修施設で実施されている国内海事法令講習について、適正な講習内容の確保を前提に、E-Learning 講習システムを導入する。